

貸渡約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. 当社は、この約款に定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を借受人（運転者を含む。以下同じ）に貸し渡すものとし、借受人は、これを借受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応じることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

第2章 貸渡契約

第2条（借受予約）

1. 借受人は、レンタカーを借りるに当たって、予め車種、開始日時、借受場所、借受期間、返却場所、運転者その他の借受条件を明示して予約することができるものとし、当社は、保有するレンタカーの範囲内で予約に応じるものとします。
2. 前項の予約は、別で定める予約申込金を支払って行うものとします。
3. 前項により予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という）の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとみなします。
4. 本条第1項の借受条件を変更する場合には、予め当社の承認を受けなければならないものとします。但し、当社が契約し、当社に代わって予約業務を取扱う旅行会社等（業務委託による会社を含む）において予約申

申し込みを行ったときは、その申し込みを受け付けた予約業務代行業者等において予約の取り消し、変更等ができることとします。

第3条（貸渡契約）

1. 当社は、貸し渡しができるレンタカーが無い場合又は借受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申し込みにより貸渡契約を締結します。
2. 貸渡契約の申し込みは、前条第1項に定める借受条件を明示して行うものとします。
3. 当社は、貸渡契約を締結したときは、別に定める貸渡料金を申し受けま

第4条（貸渡契約の成立等）

1. 貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
2. 当社は、事故、盗難その他当社の責めによらない事由により予約された車種のレンタカーを貸し渡すことができない場合には、予約と異なる車種のレンタカー（以下「代替レンタカー」という）を貸し渡すことができるものとします。
3. 前項により貸し渡す代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種の貸渡料金より高額になるときは、予約した車種の貸渡料金によるものとし、予約された車種の貸渡料金より低額になるときは、代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。

4. 借受人は、本条第2項による代替レンタカーの貸し渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

第5条（貸渡契約の解除）

1. 当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の一に該当したときは、何らの催告及び催告をすること無く本貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合には、当社が前条により受領した貸渡料金は返還しないものとします。
 - (1) 本約款に違反したとき。
 - (2) 借受人の責めに帰する事由により交通事故を起こしたとき。
 - (3) 第9条各号に該当することとなったとき。
2. 借受人は、レンタカーが借受人に引き渡される前の瑕疵により使用不能となった場合には、第22条第3項による処罰を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとします。

第6条（不可抗力事由による貸渡契約の中途終了）

1. レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。
2. 借受人は、前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとします。

第7条（貸渡契約の中途解約）

1. 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約す

ることができるものとします。この場合には、借受人は、第25条の中
途解約違約金を支払うものとします。

2. 借受人の責めに帰する事由によるレンタカーの事故又は故障のため貸渡
期間中に返還したときは、貸渡契約を解約したものとします。
3. 前項によりレンタカーを返還したときは、当社は、第4条により受領し
た貸渡料金を返金しないものとします。

第8条（借受条件の変更）

1. 貸渡契約の成立した後、第3条第2項の借受条件を変更しようとする
ときは、予め当社の承認を受けなければならないものとします。
2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずると
きは、その変更を承諾しないことができるものとします。

第9条（貸渡契約の締結拒否）

1. 当社は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、貸渡契約の締結を
拒否することができるものとします。
 - (1) 貸し渡したレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証等を有していな
いとき。
 - (2) 酒気を帯びているとき。
 - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
 - (4) 予約に際して定めた運転者とレンタカー引渡し時の運転者が異なるとき。
 - (5) 過去の貸し渡しにおいて貸渡料金の支払いを滞納しているとき。
 - (6) 過去の貸し渡しにおいて第17条各号に掲げる事項に該当する行為があ
ったとき。

- (7) 過去の貸し渡し（他のレンタカー事業者の貸渡しを含む）において第30条に掲げる事項に該当する行為があったとき。
 - (8) 当社の許可無く、レンタカーに対し補助犬以外のいかなる動物の種類を問わず動物を同乗させること。（但し、当社が許可し、別途レンタカー清掃料金を支払う場合を除く）
 - (9) チャイルドシートがないにもかかわらず、6歳未満の幼児を同乗させるとき。
 - (10) 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。
2. 前項にかかわらず、次の各号の場合にも、当社は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取り消すことができるものとします。
- (1) 貸渡しできるレンタカーがないとき。
 - (2) 借受人又は運転者が6歳未満の幼児を同乗させるにもかかわらずチャイルドシートがないとき。
3. 前第2項に基づき当社が貸渡契約の締結を拒絶した場合の予約申込金等の取扱いについては、第24条を適用するものとします。

第3章 貸渡自動車

第10条（開始日時等）

当社は、第3条第2甲で明示された開始日時及び借受場所で、第14条に定めるレンタカーを貸し渡すものとします。

第11条（貸渡方法）

1. 当社は、借受人が当社と共同して道路運送車両法第47条の2に定める

日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良が無いことを確認のうえで当該レンタカーを貸し渡すものとします。

2. 当社は、前項の確認において、レンタカーに整備不良等を発見した場合には、交換等の処置を講ずるものとします。
3. 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局陸運支局及び沖縄総合事務局陸運事務所長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとします。

第4章 貸渡料金

第12条（貸渡料金）

1. 当社が受領する第4条の貸渡料金は、レンタカー貸し渡し時において、地方運輸局陸運支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長に届け出て実施している料金表によるものとします。
2. 当社が受領する貸渡料金の額は、基本料金及び貸し渡しに付帯する付帯料金の合計額とします。
3. 貸渡料金は、レンタカーの引渡しと同時に履行するものとし、第28条第3項による借受期間経過後の超過料金については、直ちに当社に超過料金全額を一括で履行しなければならないこととします。

第13条（貸渡料金改正に伴う処置）

前条の貸渡料金を第2条による予約をした後に改定したときは、前条第1項に係らず、予約のときに適用した料金表によるものとします。

第5章 責任

第14条（定期点検整備）

当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

第15条（日常点検整備）

借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第16条（借受人の管理責任）

1. 借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
2. 前項の管理責任は、レンタカーの引き渡しを受けたときに始まり、当社に返還したときに終わるものとします。

第17条（禁止行為）

1. 借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 当社の承諾及び道路運送車両法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - (2) レンタカーを転貸し、又は他に担保に用に供する等当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。
 - (3) レンタカーの自動車登録番号又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又

はレンタカーを改造若しくは改装する等、その現状を変更すること。

- (4) 当社の承諾を受けることなくレンタカーを各種テスト若しくは競技にしようし、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (5) 借受人及び共同借受人以外がレンタカーを使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8) 当社の承諾を受けることなくレンタカーを沖縄県外に持ち出すこと。

第18条（自動車貸渡証の携帯義務）

1. 借受人は、レンタカーの借受期間中、第11条第3項により交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとします。
2. 借受人は、自動車貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第19条（損害賠償責任）

1. 借受人は、その責めに帰する事故及び飛石、落石等に類する事故並びに第三者のイタズラ等によりレンタカーに損害を与えた場合には、当社に対してレンタカーの修理期間中の営業補償として別に定める損害補償金を支払うものとします。当社は、この額を料金表に明示します。
2. 前項に定めるほか、借受人は、レンタカーを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。但し、借受人の責めに帰さない事由による場合を除きます。

第6章 自動車事故の処置等

第20条（事故処理）

1. 借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず、法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告すること。
 - (2) 当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞無く提出すること。
 - (3) レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
2. 借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。
3. 当社は、借受人のため当該レンタカーに係る事故について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第21条（補償）

1. 当社は、当社の定める補償制度により、借受人が負担した第19条第2項の損害賠償責任を次の限度内において填補するものとします。
 - (1) 対人補償 無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）
 - (2) 対物補償 1事故限度額 1,000万円
 - (3) 搭乗者障害補償 1名限度額 1000万円（死亡時）
2. 前項に定める補償限度額を超える損害については借受人の負担とします。
3. 当社が借受人の負担すべき損害賠償額を立て替えたときは、借受人は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

4. 補償制度の免責分については、特約した場合を除いて借受人の負担とします。
5. 警察及び当社営業所の管轄外の事故、損害賠償保険約款の免責条項に該当する事故、本貸渡約款第9条（貸渡契約の締結拒絶）第1号から3号に、貸渡し後該当した発生した事故、第17条（禁止行為）第1号から5号に該当する事故及び借受期間を無断で延長して延長期間内に起こした事故にはこの補償制度は適用されません。

第22条（故障等の処置等）

1. 借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとしてします。
2. 借受人は、レンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタカーを引き取り及び修理に要する費用を負担するものとしてします。
3. 借受人は、レンタカーの貸し渡し前に存在した瑕疵により使用不能となった場合には、当社からの代替レンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとしてします。
4. 借受人は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に請求できないものとしてします。

第23条（不可抗力事由による免責）

1. 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる

損害について借受人の責任を問わないものとします。借受人は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

- 借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸し渡し又は代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合には、これにより生ずる損害について、当社の責任を問わないものとします。当社は、この場合、直ちに借受人に連絡するものとします。

第7章 取り消し、払い戻し等

第24条（予約の取り消し等）

- 借受人は、第2条の予約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定めるところにより予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払いがあったとき、当社は、予約申込金を返納するものとします。
- 当社は、第2条の予約があったにもかかわらず、当社の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、予約申込金全額を返納するものとし、その他違約金は発生しないものとします。
- 第2条の予約があったにもかかわらず、前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかった場合には、予約は取り消されたものとみなします。この場合、当社は、予約申込金を返納するものとします。
- 当社及び借受人は、貸渡契約を締結しなかったことについて、前項に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第25条（中途解約違約金）

借受人は、第7条第1項に基づき中途解約をしたときは、解約日までの貸渡

料金及び解約日から借受人が当初申し込みをした借受期間満了日までの貸渡料金を中途解約違約金として支払います。

第26条（貸渡料金の払い戻し）

1. 当社は、次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより借受人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払い戻すものとします。
 - (1) 第5条第2項により借受人が貸渡契約を解除したときは、受領した貸渡料金の全額
 - (2) 第6条第1項により貸渡契約が終了したときは、受領した貸渡料金から、貸し渡しから貸渡契約が終了となった機関に対応する貸渡料金を差し引いた残額
2. 前項の払い戻しに当たっては、中途解約違約金その他受領すべき金員があるときは、これと相殺することができるものとします。

第8章 返還

第27条（レンタカーの確認等）

1. 借受人は、レンタカーを当社へ返還するとき、通常の使用による磨耗を除き、引き渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとします。
2. 当社は、レンタカーの返還に当たって、借受人の立会いのうえ、レンタカーの状態を確認するものとします。
3. 借受人は、レンタカーの返還に当たって、当社の立会いのうえ、レンタカー内に借受人又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品についての責めを負わないものとします。

第28条（レンタカーの返還時期等）

1. 借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとします。
2. 借受人は、第8条第1項により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金又は超過料金のうち、当社が指定する金額を支払うものとします。
3. 借受人は、第8条第1項による当社の承諾を受けることなく、借受期間を超過した後に返還したときは、次に定めるところにより算出した超過賃貸料を支払うものとします。

（超過賃貸料算定式）

超過賃貸料＝超過時間数×{超過料金単位（金500円）×300%}

- ア. 超過料金単位は、1時間当たり金500円とします。
- イ. 超過時間数は、当社の書面による承諾の無い借受期間経過後の時間の合計とします。

第29条（レンタカーの返還場所等）

1. レンタカーの返還は、第3条第2項により明示した返還場所に返還するものとします。但し、第8条第1項により返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所へ返還するものとします。
2. 借受人は、前項但し書きの場合には、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。（但し、当社が回送費用を請求しない場合には、本項は適用しないものとします。）
3. 借受人は、第8条第1項による当社の承諾を得ることなく、第3条第2項により明示した返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、別に定める返還場所変更違約金を支払うものとします。

第30条（レンタカーが返還されない場合の処置）

1. 当社は、借受人が貸渡期間満了のときから24時間を経過しても前条第1項の返還場所にレンタカーの返還をせず、かつ、当社の返還要求に応じないとき、又は借受人の住所が不明のときは、法的手続きを含むあらゆる措置をとることができるものとします。
2. 当社は、借受人が貸渡期間満了のときから24時間を経過しても前条第1項の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還要求に応じないときは、当社は、借受人の承諾を得ること無くレンタカーの返還を受けることができるものとし、この場合、借受人は、占有権を全て放棄します。
3. 前項により当社が借受人の承諾無しにレンタカーの返還を受けたことにつき借受人は、当社に対し民事上及び刑事上のいかなる法的措置も行わないことに予め同意します。

第31条（信用情報の登録と利用の合意）

借受人は、前条に該当することとなったときは、客観的な貸渡事実に基づく信用情報が当社の情報登録データベース及び社団法人全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が当社の関連企業及び社団法人全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に開示され利用されることに予め同意するものとします。

第9章 雑則・特約

第32条（代理権委任）

1. 借受人は、第30条による事由が発生したとき及び第28条第2項、3

項による賃貸料等を支払いしないときは、当社又は当社の指定する代理人に対し下記記載の証明書を申請及び取得する全ての権限を委任します。

- (1) 住民票抄本及び同謄本（本籍地及び筆頭者入）
 - (2) 住民票除票（本籍地及び筆頭者入）
 - (3) 戸籍の附票・戸籍の謄本及び戸籍の抄本
2. 前項による委任は、第30条によるレンタカーが返還され、且つ、この約款に定める金銭債務が全て完済されなければ解除することが出来ないものとします。
3. 前記第1項による当社が取得した証明書を当社若しくは当社の指定する保証会社において利用することに同意します。

第33条（消費税）

借受人は、この約款に基づく金銭債務に課される消費税（地方消費税を含む）を別途当社に対して支払うものとします。

第34条（連帯保証人）

1. 保証人は、この契約の各条項を承諾のうえ、この契約が発生する金銭債務について借受人と連帯して履行の責めを負います。
2. 当社に差し入れた担保又は保証人につき変更・解除・放棄・返還等をされても保証人の責任には変動を生じないものとします。
3. 保証人が当社に対する自己の保証債務を弁済したとき、又は当社が保証人の提供をした担保について担保権の実行をなしたときは、保証人は保証会社に対して何らの求償請求をしないこととします。

第35条（遅延損害金）

借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対して年14・6パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。

第36条（邦文約款及び本契約書の優先適用）

1. 邦文約款と英文約款の用語又は文章につき相違がある場合、邦文約款を正式なものとし、これを優先適用します。
2. 当社のインターネットサイトに公開されている約款と本書面による約款が相違する場合には、書面による本約款を優先適用します。

第37条（違法駐車）

1. 借受人又は運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という）に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引き取り等の諸費用を納付する（以下「違反処理」という）ものとします。
2. 当社は、警察からレンタカーの違法駐車の情報を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示するときまでに管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取ることができるものとします。

3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとし、また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という）に自署するものとし、
4. 本約款の個人情報の取り扱いに関する規定に係らず、借受人又は運転者は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6こうに定める弁明書、自認書及び貸渡証等の資料を提供することに同意します。
5. 借受人又は運転者がレンタカー返還までに違反処理を行わなかった場合、当社が借受人若しくは運転者若しくはレンタカーの探索に要した費用（以下「探索費用」という）を負担した場合、又は当社が車両の移動・保管・引き取りに要した費用（以下「車両管理費用」という）を負担した場合は、借受人又は運転者は、当社が指定する期日までに次に掲げる費用を当社に支払うものとし、
 - （1） 放置違反金相当額
 - （2） 当社が別に定める駐車違反違約金（上記（1） 放置違反金相当額と併せ以下「駐車違反金」という）
 - （3） 探索費用及び車両管理費用

6. 当社は、借受人又は運転者が前項に基づき駐車違反金を当社に支払った後に、当該駐車違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起され若しくは裁判所の最終判断に附されたことにより、当社に放置違反金が還付されたときは、駐車違反金を借受人又は運転者に返還するものとします。

第38条（契約の細則）

1. 当社は、この約款の実施に当たり、別に細則を定めることができるものとします。
2. 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業所に掲示するとともに当社の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載するものとします。

第39条（管轄裁判所）

借受人は、この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する那覇地方裁判所沖縄支部及び沖縄簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。